



2020年1月31日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 菊岡 稔
(コード番号：6740 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 大河内聡人
兼 ファイナンス本部長
(TEL. 03-6732-8100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年1月31日付の取締役会において、定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本定款変更の内容は、2020年3月25日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）にて株主の皆様にお諮りする予定です。

記

1. 変更の理由

当社は、本日付で別途公表しております「資本提携契約の締結、第三者割当によるB種優先株式及び新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしているとおり、Ichigo Trust（以下「いちごトラスト」といいます。）に対する第三者割当の方法による株式会社ジャパンディスプレイB種優先株式（以下「B種優先株式」といいます。）の発行（以下「B種優先株式第三者割当」といいます。）及び株式会社ジャパンディスプレイC種優先株式（以下「C種優先株式」といいます。）を目的とする株式会社ジャパンディスプレイ第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権第三者割当」といい、B種優先株式第三者割当と併せて「本第三者割当」といいます。）を行うことといたしました。

また、当社は、本日付で別途公表しております「第三者割当によるA種優先株式の発行、（変更）資金の借入、及び（変更）持分法適用関連会社の株式の譲渡に関するお知らせ」にてお知らせしているとおり、本第三者割当が実行されること等を条件に、株式会社 INCJ（以下「INCJ」といいます。）に対する第三者割当の方法による株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）の発行（以下「A種優先株式第三者割当」といいます。）を行うことといたしました。

これらに伴い、本第三者割当及びA種優先株式第三者割当に関して、新たな株式であるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行を可能とするために、本株主総会において、A種優先株式第三者割当、B種優先株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当に関連する議案並びにA種優先株式、B種

優先株式及びC種優先株式の発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する規定並びに種類株主総会に関する規定を新設するとともに、発行可能株式総数を18億4,000万株から33億8,000万株に変更するものです（以下これらの定款変更を「本定款変更（1）」と総称します。）。

さらに、将来のA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使による当社普通株式の発行に備えて、本定款変更（1）がなされること、並びにA種優先株式第三者割当、B種優先株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当が実行されることを条件として、本定款変更（1）による変更後の定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものです（以下当該転換変更を「本定款変更（2）」といいます。）。

なお、会社法第113条第3項第1号によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2020年1月16日現在の当社の発行済株式総数(846,165,800株)を前提とすれば、一度の定款変更で、A種優先株式第三者割当、B種優先株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当、本新株予約権の行使によるC種優先株式の発行、並びにA種優先株式、B種優先株式及び本新株予約権の目的であるC種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合の当社普通株式の交付のために必要な発行可能株式総数の増加を行うことはできません。そのため、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施いたします。

2. 変更の内容

本定款変更（1）の内容は別紙1「定款変更案（1）」を、本定款変更（2）の内容は別紙2「定款変更案（2）」を、それぞれご参照ください。

なお、本定款変更（1）に関し、当社は、2019年4月12日付「資本業務提携契約、業務提携基本契約及び業務提携基本合意の締結、第三者割当による新株式及び新株予約権付社債の発行、親会社及び主要株主である筆頭株主の異動並びに定款の変更に関するお知らせ」（以下「2019年4月12日付開示」といいます。）にて、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更についてお知らせし、当該変更内容については、2019年9月27日開催の当社臨時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を頂いておりました。しかしながら、2019年4月12日付開示にてお知らせしたとおり、当該定款変更の効力の発生は、Suwaに対する第三者割当の方法による当社普通株式及び株式会社ジャパンディスプレイ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「Suwa 第三者割当」といいます。）を条件としていたところ、2020年1月8日付「Suwa Investment Holdings, LLC との間の資本業務提携契約の解除並びに同社に対する新株式及び新株予約権付社債の発行の中止に関するお知らせ」（以下「2020年1月8日付開示」といいます。）にてお知らせしたとおり、当社は2020年1月8日開催の取締役会においてSuwa 第三者割当の中止を決議し、Suwa 第三者割当は実行されないこととなったため、かかる定款変更は効力を生じておりません。加えて、当社は、2019年8月27日付開示にて、INCJに対するA種優先株式の発行を可能とするための定款の一部変更についてお知らせし、当該変更内容については、2019年9月27日開催の当社臨時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を頂いて

おりました。しかしながら、2019年8月27日付開示にてお知らせしたとおり、当該定款変更の効力の発生は、Suwa 第三者割当の実行を条件としていたところ、2020年1月8日付開示にてお知らせしたとおり、当社は2020年1月8日開催の取締役会において Suwa 第三者割当の中止を決議し、Suwa 第三者割当は実行されないこととなったため、かかる定款変更は効力を生じておりません。そのため、別紙1「定款変更案（1）」に記載している「現行定款」には、2019年4月12日付開示及び2019年8月27日付開示のいずれの変更内容についても反映しておりません。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2020年1月31日
(2) 本株主総会開催日	2020年3月25日（予定）
(3) 本定款変更（1）の効力発生日	2020年3月25日（予定）
(4) A種優先株式、B種優先株式及び本新株予約権の発行日	2020年3月26日（予定）
(5) 本定款変更（2）の効力発生日	2020年3月26日（予定）（注）

（注）本定款変更（1）がなされること、並びにA種優先株式第三者割当、B種優先株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当に基づきA種優先株式、B種優先株式及び本新株予約権の全てが発行されることを条件に効力が発生いたします。

以上

(別紙1)

定款変更案(1)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18億4,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33億8,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式 33億8,000万株</u> <u>A種優先株式 10億2,000万株</u> <u>B種優先株式 6億7,200万株</u> <u>C種優先株式 6億7,200万株</u>
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式、 <u>A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の単元株式数は100株とする。</u>
(新設)	<u>第2章の2 種類株式</u>
(新設)	<u>(A種優先株式)</u> <u>第11条の2</u> <u>当社の発行するA種優先株式の内容は、次項から第7項に定めるものとする。</u>
(新設)	<u>2. 剰余金の配当</u> <u>当社は、配当支払日(配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。)における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるA種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)及びB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。なお、A種優先株式1株当たりの配当金に、<u>A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利</u></u>

を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。「A種転換比率」とは、その時点でのA種投資金額（第5項第(2)号に定義される。以下同じ。）を、A種転換価額（第7項第(3)号に定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

(新設)

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株当たり、A種投資金額に相当する額を支払う。なお、A種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2) 参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(新設)

4. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(新設)

5. 金銭対価の取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の3年後の応当日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の効力が発生する日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項

に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額と同額の金銭を交付する。

(2) A種投資金額

A種投資金額は以下のとおりとする。

① 当初は100円とする。

② 当社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりA種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種投資金額} = \text{調整前のA種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、A種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(新設)

6. 金銭対価の取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部取得を行うにあたり、A

(新設)

種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。

7. 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき第(2)号に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」といい、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求日」という。）することができる。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数

= A種投資金額 ÷ A種転換価額

なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

(3) A種転換価額

A種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は、以下の(A)又は(B)に定める場合に依じて、それぞれに定める金額とする。

(A) 転換請求日において、当会社の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）されている場合、転換請求日の直前の取引日（但し、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の、当会社の普通株式が上場等されている金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当会社の普通株式の終値（気配表示を含む。）に相当する金額と、225円とのいずれか大きい方の金額とする。

(B) 転換請求日において、当会社の普通株式が上場等されていない場合225円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、A種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式

数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} = \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}} \times \text{調整前のA種転換価額}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本項において以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} = \frac{\text{調整前のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} \times \frac{\text{株式総数}}{\text{調整前のA種転換価額}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの発行価額}}{\text{調整前のA種転換価額}}$$

株式総数 + 新規
発行株式数

調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & & \text{新規発} \\
 & & & & \text{行株式} \\
 & & & & \text{数} \\
 & & & & \times 1 \text{株} \\
 & & & & \text{あたり} \\
 & & & & \text{の対価} \\
 & & & \pm & \text{の額} \\
 \text{調整後} & & & & \text{調整前} \\
 \text{の} & & & & \text{の} \\
 \text{A種転} & \equiv & \text{A種転} & \times & \text{株式総} \\
 \text{換価額} & & \text{換価額} & & \text{数} \\
 & & & & \text{調整前} \\
 & & & & \text{のA種} \\
 & & & & \text{転換価} \\
 & & & & \text{額} \\
 & & & & \text{株式総数 + 新規} \\
 & & & & \text{発行株式数}
 \end{array}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額（以下本(iv)において「1株あたりの対価の額」という。）が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & & \text{新規発} \\
 & & & & \text{行株式} \\
 & & & & \text{数} \\
 & & & & \times 1 \text{株} \\
 & & & & \text{あたり} \\
 \text{調整後} & & & & \text{新規発} \\
 \text{の} & & & & \text{行株式} \\
 \text{A種転} & \equiv & \text{A種転} & \times & \text{数} \\
 \text{換価額} & & \text{換価額} & & \times 1 \text{株} \\
 & & & & \text{あたり} \\
 & & & & \text{株式総数 + 新規} \\
 & & & & \text{発行株式数}
 \end{array}$$

の対価
の額
調整前
のA種
転換価
額

株式総数 + 新規
発行株式数

調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a) 当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b) 当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c) 当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（本項において以下「割当株式」という。）1株あたりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。本項において以下同じ。）が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} = \frac{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}} \times \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{調整前のA種転換価額}}$$

調整後のA種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(B種優先株式)

(新設)

第11条の3

当社の発行するB種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。

(新設)

2. 剰余金の配当

(1) 剰余金の配当

当社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登

録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるB種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、B種優先株式1株当たりの配当金に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「B種転換比率」とは、その時点でのB種投資金額(第(2)号に定義される。以下同じ。)を、B種転換価額(第8項第(3)号に定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

(2) B種投資金額

① 当初は75円とする。

② 当社がB種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のB種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するB種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のB種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するB種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後のB種投資金額}}{\text{調整前のB種投資金額}} = \frac{\text{株式分割等前のB種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のB種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、B種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(新設)

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株当たり、B種投資金額に相当する額を支払う。なお、B種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2) 参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるB種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(新設)

4. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(新設)

5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(新設)

6. 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(新設)

7. 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(本項において以下「強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B

種投資金額を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、B種優先株式の一部取得を行うにあたり、B種優先株主が複数存在する場合には、取得するB種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。

(新設)

8. 普通株式対価の取得請求権（償還請求権）

(1) 転換請求権の内容

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき第(3)号に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求(本項において以下「転換請求」という。)することができる。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = B種投資金額 ÷ B種転換価額

なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

(3) B種転換価額

B種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は50円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、B種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後のB種転換価額}}{\text{調整前のB種転換価額}} = \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}} \times$$

株式分割等
後の普通株
式
の発行済株
式数

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。)、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本項において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のB種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & & \text{新規発行} \\
 & & & & \text{株式数} \\
 & & & & \times 1 \text{株} \\
 \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{あたりの} \\
 \text{の} & \text{=} & \text{の} & \times & \text{発行価額} \\
 \text{B種転} & & \text{B種転} & & \text{調整前の} \\
 \text{換価額} & & \text{換価額} & & \text{B種転換} \\
 & & & & \text{価額} \\
 & & & & \text{株式総数} + \text{新規} \\
 & & & & \text{発行株式数}
 \end{array}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当会社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の1株あたりの対価の額として当会社の取

締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{新規発行} \\ & & & & \text{株式数} \\ & & & & \times 1 \text{株} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{あたりの} \\ \text{の} & = & \text{の} & \times & \text{発行価額} \\ \text{B種転} & & \text{B種転} & & \text{調整前の} \\ \text{換価額} & & \text{換価額} & & \text{B種転換} \\ & & & & \text{価額} \\ & & & & \hline & & & & \text{株式総数} + \text{新規} \\ & & & & \text{発行株式数} \end{array}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額(以下本(iv)において「1株あたりの対価の額」という。)が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{新規発行} \\ & & & & \text{株式数} \\ & & & & \times 1 \text{株} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{あたりの} \\ \text{の} & = & \text{の} & \times & \text{発行価額} \\ \text{B種転} & & \text{B種転} & & \text{調整前の} \\ \text{換価額} & & \text{換価額} & & \text{B種転換} \\ & & & & \text{価額} \\ & & & & \hline & & & & \text{株式総数} + \text{新規} \\ & & & & \text{発行株式数} \end{array}$$

調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは

完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(本項において以下「割当株式」という。)1株あたりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。本項において以下同じ。)が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & & \text{新規発行} \\
 & & & & \text{株式数} \\
 & & & & \times 1 \text{株} \\
 & & & & \text{あたりの} \\
 & & & & \text{発行価額} \\
 & & & + & \\
 \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{株式総数} \\
 \text{の} & & \text{の} & \times & \\
 \text{B種転} & = & \text{B種転} & & \\
 \text{換価額} & & \text{換価額} & & \\
 & & & & \text{調整前の} \\
 & & & & \text{B種転換} \\
 & & & & \text{価額} \\
 & & & & \text{株式総数} + \text{新規} \\
 & & & & \text{発行株式数}
 \end{array}$$

調整後のB種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(新設)

(C種優先株式)
第11条の4
当社の発行するC種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。

(新設)

2. 剰余金の配当
(1) 剰余金の配当
当社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるC種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、C種優先株式1株当たりの配当金に、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者が権利を有す

るC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「C種転換比率」とは、その時点でのC種投資金額(第(2)号に定義される。以下同じ。)を、C種転換価額(第8項第(3)号に定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

(2) C種投資金額

① 当初は75円とする。

② 当社がC種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりC種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のC種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のC種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するC種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のC種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のC種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するC種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{株式分割等} \\ & & & & \text{前のC種優} \\ & & & & \text{先株式} \\ & & & & \text{の発行済株} \\ \text{調整後の} & & \text{調整前} & & \\ \text{C種投資} & = & \text{の} & \times & \\ \text{金額} & & \text{C種投} & & \text{株式分割等} \\ & & \text{資金額} & & \text{後のC種優} \\ & & & & \text{先株式} \\ & & & & \text{の発行済株} \\ & & & & \text{株式数} \end{array}$$

調整後のC種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、C種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(新設)

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株当たり、C種投資金額に相当する額を支払う。なお、C種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者が権利を有

するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2) 参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるC種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(新設)

4. 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(新設)

5. 議決権

C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(新設)

6. 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(新設)

7. 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(本項において以下「強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、C種投資金額を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種優先株式の一部取得を行うにあたり、C種優先株主が複数存在する場合には、取得するC種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(新設)

8. 普通株式対価の取得請求権(償還請求権)

(1) 転換請求権の内容

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者は、払込期日(C種優先株式が最初に発行された日)をいう。本項において以下同じ。)の1年後の応当日以

降、法令上可能な範囲で、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに、C種優先株式1株につき第(3)号に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(本項において以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法
(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = C種投資金額 ÷ C種転換価額

なお、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

(3) C種転換価額

B種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は50円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、C種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} = \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}} \times$$

調整後のC種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は

株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のC種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。)、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本項において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりC種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のC種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当会社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当会社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} = \frac{\text{調整前のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} \times \frac{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当会社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の1株あたりの対価の額として当会社の取締役会が決定した額が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\frac{\text{調整後のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} = \frac{\text{調整前のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} \times \frac{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

<u>C種転換価額</u>	<u>C種転換価額</u>	<u>総数</u>	<u>あたりの発行価額</u>
			<u>調整前のC種転換価額</u>
			<u>株式総数 + 新規発行株式数</u>

調整後のC種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額(以下本(iv)において「1株あたりの対価の額」という。)が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

<u>調整後のC種転換価額</u>	=	<u>調整前のC種転換価額</u>	×	<u>株式総数</u>	+	<u>新規発行株式数 × 1株あたりの発行価額</u>
						<u>調整前のC種転換価額</u>
						<u>株式総数 + 新規発行株式数</u>

調整後のC種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(本項において以下「割当株式」という。)1株あたりの価値(当社の取締役会の決定により合理的

に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。本項において以下同じ。)が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\frac{\text{調整後のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} = \frac{\text{調整前のC種転換価額}}{\text{調整前のC種転換価額}} \times \frac{\text{株式総数}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{あたりの発行価額}}{\text{調整前のC種転換価額}}$$

調整後のC種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(株式の分割又は併合、募集株式の併合等)

(新設)

第11条の5

当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

2. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

3. 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

4. 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。本項において以下同じ。)で、A種優先株主の権利・利益に鑑みて実質的に

公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

5. 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(種類株主総会)

第18条の2

第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

2. 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会について準用する。

3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

(新設)

(別紙2)

定款変更案 (2)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

本定款変更 (1) の内容への変更後の定款	変更案																
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33億8,000万株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td><u>33億8,000万株</u></td></tr><tr><td>A種優先株式</td><td>10億2,000万株</td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>6億7,200万株</td></tr><tr><td>C種優先株式</td><td>6億7,200万株</td></tr></table>	普通株式	<u>33億8,000万株</u>	A種優先株式	10億2,000万株	B種優先株式	6億7,200万株	C種優先株式	6億7,200万株	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100億株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td><u>100億株</u></td></tr><tr><td>A種優先株式</td><td>10億2,000万株</td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>6億7,200万株</td></tr><tr><td>C種優先株式</td><td>6億7,200万株</td></tr></table>	普通株式	<u>100億株</u>	A種優先株式	10億2,000万株	B種優先株式	6億7,200万株	C種優先株式	6億7,200万株
普通株式	<u>33億8,000万株</u>																
A種優先株式	10億2,000万株																
B種優先株式	6億7,200万株																
C種優先株式	6億7,200万株																
普通株式	<u>100億株</u>																
A種優先株式	10億2,000万株																
B種優先株式	6億7,200万株																
C種優先株式	6億7,200万株																